

—再び介護の仕事をはめるあなたを応援します—

令和6年度埼玉県

潜在介護職員 再就職準備金貸付

のご案内

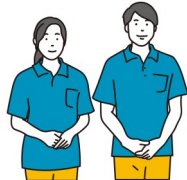


介護職として一定の知識・経験を持った方が、再び介護の仕事に就くための**再就職準備金**をお貸しします。

埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等で介護職員として**2年間**従事した場合、借りた資金の**全額が返済不要**となります。

◆貸付金の使用例◆

- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費
- ・ 介護に係る講習会参加費、参考図書等の購入費
- ・ 介護職員等として働く際に必要となる服や靴
- ・ 転居を伴う場合に必要となる費用
- ・ 通勤用の自転車又はバイクの購入費 等



◆貸付額◆

最大

40万円

介護職員として再就職するにあたって、必要な経費として利用可能です(生活費を除く)

詳細は裏面を
チェック!

問い合わせ先： 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-824-3370

令和6年度版

◆貸付対象◆ 以下のすべてを満たす方が対象です。

①	<p>令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等(※)に介護職員として再就職(内定含む)している。 ※1年あたり180日以上勤務であること</p> <p>※介護保険サービス事業所・施設等とは… 例えば、訪問介護事業所、通所介護事業所、グループホーム、特別養護老人ホーム等が該当します。 詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>⚠️ 介護保険サービス事業所番号の無い事業所等は対象外です。</p>
②	<p>次のいずれかに該当する。</p> <p>ア)介護福祉士 イ)介護職員実務者研修を修了した者 ウ)介護職員初任者研修を修了した者 エ)介護職員基礎研修を修了した者 オ)ホームヘルパー1級又は2級課程を修了した者</p>
③	<p>上記②として過去に介護保険サービス事業所・施設等(※)において、資格登録日以降の介護職員としての実務経験が1年以上ある。 ※雇用期間:365日以上、業務従事期間:180日以上 (実務経験証明書を提出していただきます)</p>
④	<p>直近の介護職員としての離職日から1か月以上経過している。</p>
⑤	<p>埼玉県福祉人材センターへ「介護福祉士等届出制度」による届出又は求職登録を行い、埼玉県潜在介護職員再就職準備金利用計画書を提出している。 ※申請時でも可。詳しくはお問い合わせください。</p>

◆返還免除の要件◆

埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等において**2年間引き続き**
介護職員として従事した場合 (在職期間:730日以上、業務従事期間:360日以上)

◆貸付の申請方法◆

特定記録郵便等による郵送

埼玉県社会福祉協議会のホームページから申請に必要な書類をダウンロードし、必要書類を揃え、福祉人材センターに郵送してください。

申請期限:令和7年3月31日(必着)

◆留意事項◆

- 貸付予定人数は、65名です。
- 貸付の決定の審査があります。
- 貸付には、連帯保証人が必要です。

◆福祉人材センターへの届出・登録方法◆

貸付の申請には、福祉人材センターに届出又は登録を行う必要があります。

「福祉のお仕事」で検索又はQRコードからアクセスし、登録してください。



FUKUSHI-JOB SEARCH
福祉のお仕事



こちらから登録

～貸付内容や条件等の詳細、申請書類はホームページに掲載しています～

QRコードからもアクセス可能です →

